

モバイルサービス利用規約

第1章 総則

第1条 (規約の適用)

株式会社テレビ松本ケーブルビジョン（以下「当社」といいます。）は、このモバイルサービス利用規約（料金表を含みます。以下「本規約」といいます。）により、モバイルサービス（以下「本サービス」といいます。）を提供するものとします。

第2条 (規約の変更)

当社は、本規約を変更することがあります。その場合には、料金その他の変更された提供条件は、変更後の規約によります。

第3条 (用語の定義)

本規約においては、次の用語はそれぞれ以下の意味で使用します。

用語	用語の意味
モバイルサービス	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ（以下「特定事業者」といいます。）から提供されるモバイルデータ通信サービスの総称。
モバイルサービス契約	当社からモバイルサービスの提供を受けるための契約。
モバイルサービス加入者	当社とモバイルサービス契約を締結している者。
移動無線装置	モバイルサービス契約に基づいて、陸上（河川、湖沼およびわが国の沿岸の海域を含みます。）において使用されるアンテナおよび無線送受信装置。
無線基地局設備	移動無線装置との間で電波を送り、または受けるための電気通信設備。
加入者回線	モバイルサービス契約に基づいて無線基地局設備と加入者が指定する移動無線装置との間に設定される電気通信回線。
SIMカード	加入者識別番号その他の情報を記憶することができるカードであって、当社がモバイルサービスの提供のために加入者に貸与するもの。
相互接続点	特定事業者と特定事業者以外の電気通信事業者との間の相互接続協定（特定事業者が別に定める電気通信事業者との間で電気通信設備の接続に関し締結した協定をいいます。以下同じとします。）に基づく接続に係る電気通信設備の接続点。または当社と当社以外の電気通信事業者（電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。）第9条の登録を受けた者または第16条第1項の届出をした者をいいます。以下同じとします。）との間の相互接続協定（当社が別に定める電気通信事業者との間で電気通信設備の接続に関し締結した協定をいいます。）に基づく接続に係る電気通信設備の接続点。
パケット通信	電気通信回線を通じてパケット交換方式によりデータを送り、または受ける通信。
グローバルIP	IPアドレスを管理および指定する事業者が割り当てるIPアドレス。
プライベートIP	グローバルIP以外のIPアドレス。
加入者回線等	加入者回線および加入者回線にパケット通信網を介して接続される電気通信網であって、当社または特定事業者が必要に応じ設置する電気通信設備。

第2章 モバイルサービスの契約条件と種類

第4条 (契約の条件と内容)

本サービスは、利用者に対し、特定事業者が提供するモバイルデータ通信網を使用してインターネット接続環境を提供するものであり、その料金は、別表2に記載のとおりとします。

第3章 利用契約

第5条 (契約の単位)

当社は、加入者識別番号1番号ごとに1のモバイルサービス契約を締結します。

第6条 (契約申込の方法)

申込者は、本規約を承認のうえ、当社所定の申込様式に次の事項を記載して当社に提出するものとします。

- (1) 申込者の住所、氏名または所在地、商号、代表者
- (2) その他利用契約の申し込みの内容を特定するために必要な事項

第7条 (申し込みの承諾)

当社は、モバイルサービス契約の申し込みがあったときは、原則として受け付けると同時に承諾します。

- 2 前項の規定にかかわらず、当社は、通信の取扱上余裕がないときは、その申し込みの承諾を延期することがあります。
- 3 当社は、前2項の規定にかかわらず、次の場合には、その申し込みを承諾しないことがあります。
 - (1) 申込者が月額利用料金その他の債務の支払いを現に怠り、または怠るおそれがある場合
 - (2) 申込者が本規約に違反する恐れがある場合
 - (3) 申し込み内容に虚偽の記載がある場合
 - (4) サービスの提供が著しく困難である場合
 - (5) その他、利用契約締結が不適当である場合

第8条 (端末の交付)

本サービスの提供にあたり、当社は、申し込みを承諾したのち、別表に定める代金により端末をモバイルサービス加入者に譲渡します。

- 2 端末はモバイルサービス加入者の所有物とし、モバイルサービス加入者はその責任と負担において管理します。

第9条 (契約期間)

本サービスの契約期間は別表1に記載のとおりとします。

第10条 (加入者識別番号)

本サービスの加入者識別番号は、1の契約者回線ごとに当社が定めます。

- 2 当社は、技術上および業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、加入者識別番号を変更することがあります。
- 3 前項の規定により、加入者識別番号を変更する場合には、あらかじめそのことを加入者に通知します。

第11条 (利用の一時中断)

当社は、モバイルサービス加入者から当社所定の方法により請求があったときは、本サービスの利用の一時中断（その加入者識別番号を他に転用することなく本サービスを一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

第12条 (権利譲渡等の禁止)

モバイルサービス加入者は、本サービスの提供を受ける権利を第三者に譲渡、質入れまたは貸与することはできません。

第13条 (加入者が行う利用契約の解約)

モバイルサービス加入者は、当社より通達する利用開始日が属する月（以下「利用開始月」といいます。）を除く毎月末日付にて、利用契約を解約することができます。この場合、モバイルサービス加入者は、当社所定の解約様式に必要な事項を記入して、解約希望月に当社に提出するものとします。但し、当社が定めた要件を満たす加入者については、解約手続きについて簡略化できるものとします。

2 前項に規定する解約通知を当社が受領した場合は、受領した月を契約解約月として取り扱います。また、当該契約解約月を本サービスの利用終了月と定めます。

3 モバイルサービス加入者は、利用開始月から 24 ヶ月以内に利用契約を解約する場合、その利用期間に応じ、別表 2 に定める契約解約料金を支払うものとします。

第 14 条 (当社が行う利用契約の解除)

当社は、第 19 条 (提供停止) 第 1 項の規定により本サービスの利用を停止されたモバイルサービス加入者が、停止後速やかにその原因となった事由を解消しない場合には、利用契約を解除することができるものとします。

2 当社は、加入者が第 19 条 (提供停止) 第 1 項の規定に該当する場合で、その原因となった事由が当社の業務遂行上支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条に定める本サービスの提供の停止をすることなくその利用契約を解除することができるものとします。

3 当社は、モバイルサービス加入者について、破産法、民事再生法または会社更生法の適用の申立てその他これらに類する事由が生じたことを知ったときは、前 2 項の規定にかかわらず、直ちにその利用契約を解除することができるものとします。

4 当社は、第 1 項および第 2 項の規定により利用契約を解除しようとするときは、あらかじめ当社の定める方法によりモバイルサービス加入者にその旨を通知します。但し、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

5 第 1 項ないし第 3 項の規定により利用契約が解除されたときは、利用契約が解除された月を本サービスの利用終了月と定めます。

6 利用契約を解除されるモバイルサービス加入者は、当社に対しその利用期間に応じ、別表 2 に該当する契約解約料金を支払うものとします。

第 15 条 (その他の提供条件)

モバイル契約に関するその他の提供条件については、別記に定めるところによります。

第 4 章 SIM カードの貸与等

第 16 条 (SIM カードの貸与)

当社は、モバイルサービス加入者に対し、SIM カードを貸与します。この場合において、貸与する SIM カードの数は、1 件のモバイルサービス契約につき 1 枚とします。

2 当社は、技術上および業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、当社が貸与する SIM カードを変更することがあります。この場合は、あらかじめそのことを加入者に通知します。

第 17 条 (SIM カードの管理責任)

SIM カードの貸与を受けているモバイルサービス加入者は、その SIM カードを善良な管理者の注意をもって管理するものとします。

2 SIM カードの貸与を受けているモバイルサービス加入者は、SIM カードについて盗難にあった場合、紛失した場合または毀損した場合は、速やかに当社に届け出るものとします。

3 当社は、第三者が SIM カードを利用した場合であっても、その SIM カードの貸与を受けているモバイルサービス加入者が利用したもののみなします。

4 当社は、SIM カードの盗難、紛失または毀損に起因して生じた損害等について、責任を負わないものとします。

5 SIM カードの貸与を受けているモバイルサービス加入者は、SIM カードの紛失、盗難または毀損その他の理由により新たな SIM カードの貸与を請求し、その承諾を受けたときは、別表 2 に規定する SIM カード再発行手数料の支払いを要します。

6 加入者が、前項の規定に違反し弊社が貸与する本 SIM カード以外の SIM カードを使用すると、本サービスにおける接続サービスの提供が受けられない場合があると同時に、弊社及び移動体通信事業者の通信設備に不具合が生じる場合があります。加入者が、前項の規定に違反して弊社が貸与する本 SIM カード以外の SIM カードを使用したことに起因して、弊社、特定事業者及び第三者に生じた一切の損害については当該利用者賠償の責任を負うものとし、弊社は一切責任を負わないものとします。

第 5 章 提供休止および提供停止

第 18 条 (提供休止)

当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、本サービスの提供を休止することがあります。

- (1) 当社または特定事業者の電気通信設備に障害が発生した場合
- (2) 当社または特定事業者の電気通信設備の保守上または工事上やむを得ない場合
- (3) 他の電気通信事業者が電気通信サービスの提供を中止することにより、本サービスの提供が困難あるいは不可能になった場合
- (4) 第 21 条 (通信利用の制限) の規定により、通信利用を中止する場合
- (5) その他の事由により、本サービスの提供が困難であると当社が判断した場合

2 当社は、前項の規定により本サービスの提供を休止するときは、可能な限り事前にモバイルサービス加入者に対し、その理由、実施期日および実施期間を当社の定める方法により通知します。但し、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

第 19 条 (提供停止)

当社は、モバイルサービス加入者が次の各号のいずれかに該当する場合には、本サービスの提供を停止することがあります。

- (1) 第 23 条 (利用料金の支払義務) に規定する本サービスの月額利用料金等の支払いを怠った場合、および当社に対するその他の債務の履行を怠り、または怠る恐れがある場合
- (2) 当社所定の書類に虚偽の事項を記載したことが判明した場合
- (3) 第 22 条 (通信の利用を制限する措置) の規定により当社が本サービスを制限している期間内に、その制限の原因が解消されなかった場合
- (4) 第 31 条 (利用に係る加入者の義務) の規定に違反したと当社が認めた場合
- (5) 加入者回線に端末設備を当社の承諾を得ずに接続した場合
- (6) 別記 1 の規定に違反して当社の検査を受けることを拒んだ場合、またはその検査の結果、別記 2 に規定する技術基準等に適合していると認められない端末設備の加入者回線への接続を取りやめなかった場合
- (7) 別記 3, 4, 5 または 6 の規定に違反した場合
- (8) 第 4 条 (契約の条件と内容) に規定する本サービスの契約条件をみださなくなった場合
- (9) その他、当社が本サービスの提供を不適当と判断した場合

2 当社は本条の規定により、本サービスの提供を停止するときは、モバイルサービス加入者に対しその理由および停止期間を当社の定める方法により通知します。但し、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

第 6 章 通信

第 20 条 (電波伝播条件による通信場所の制約)

通信は、その移動無線装置がサービス区域内に在圏する場合に限り行うことができます。但し、そのサービス区域内にあっても、屋内、地下、トンネル、ビルの陰、山間部、海上等電波の伝わりにくいところでは、通信を行うことができない場合があります。

(注) 本条に規定するサービス区域については、特定事業者のサービス提供エリアに準ずるものとします。

第 21 条 (通信利用の制限)

当社は、通信が著しくふくそうし、通信の全部を接続することができなくなった場合は、電気通信事業法施行規則第 55 条および第 56 条に規定された公共の利益のために優先的に取り扱われる通信を確保するため、本サービスの利用を制限することがあります。

2 モバイルサービス加入者がデータ通信を行うために使用する IP アドレスには、グローバル IP アドレス及びプライベート IP アドレスがあ

ります。プライベート IP アドレスを利用する本サービスでは、グローバル IP アドレスの利用を前提とした通信をご利用いただけない場合があります。

第 22 条 (通信の利用を制限する措置)

前条の規定による場合のほか、当社は、モバイルサービス加入者に事前に通知することなく次の通信利用の制限を行うことがあります。

- (1) 通信が著しくふくそうする場合に、通信時間または特定地域の加入者回線等への通信の利用を制限すること。
- (2) パケット通信を行うために設定された加入者回線を一定時間以上継続して保留し当社または特定事業者の電気通信設備を占有する等、その通信が本サービスの提供に支障を及ぼすおそれがあると当社が認めた場合に、その通信を切断すること。
- (3) 特定の加入者回線に一定期間内に大量または多数の通信があったと当社が認めた場合において、当該加入者回線からの通信の利用を制限または中止すること。
- (4) 加入者が、本規約に定める禁止事項に規定する禁止行為を行った場合に、その通信の切断または制限を行うこと。

第 7 章 料金等

第 23 条 (利用料金の支払義務)

モバイルサービス加入者は、利用開始月の翌月 1 日から起算して、利用契約の解約または解除があった日が属する月の末日までの期間（以下「課金期間」といいます。）について、別表 2 に定める月額利用料金の支払いを要します。

2 利用開始月に、利用契約の解約はできません。

第 24 条 (ユニバーサルサービス料の支払義務)

モバイルサービス加入者は、ユニバーサルサービス支援機関である社団法人電気通信事業者協会によって定めるユニバーサルサービス料（事業法に定める基礎的電気通信役務の提供の確保のための負担金に充てるために、基礎的電気通信役務の提供に係る交付金および負担金算定等規則（平成 14 年 6 月 19 日総務省令第 64 号）により算出された料金をいいます。）の支払いを要します。

2 当社は、ユニバーサルサービス料の日割りは行わず、課金期間は月額利用料とともに当該月分のその料金を別途請求します。

第 25 条 (手続きに関する料金の支払義務)

モバイルサービス加入者は、本サービスに係る手続きを要する請求をし、その承諾を受けたときは、別表 2 に定める手続きに関する料金の支払いを要します。

第 8 章 保守

第 26 条 (加入者の維持責任)

モバイルサービス加入者は、端末設備を、技術基準および技術的条件（昭和 60 年郵政省令第 31 号）等に適合するよう維持するものとします。

2 前項の規定のほか、モバイルサービス加入者は、端末設備（移動無線装置に限ります。）を、無線設備規則（昭和 25 年電波監理委員会規則第 18 号）に適合するよう維持するものとします。

第 27 条 (加入者の切実責任)

モバイルサービス加入者は、端末設備が加入者回線に接続されている場合であって、加入者回線その他当社の電気通信設備を利用することができなくなったときは、その端末設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をするものとします。

2 前項の確認に際して、当社が別に定める窓口においてモバイルサービス加入者から要請があったときは、当社が定める方法により試験を行い、その結果をモバイルサービス加入者に通知します。

3 当社は、前項の試験により当社が提供した電気通信設備に故障がないと判定した場合において、モバイルサービス加入者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が端末設備にあったときは、モバイルサービス加入者にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、上記の費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

第 28 条 (修理または復旧)

当社は、当社の提供した電気通信設備が故障または滅失した場合において、その全部を修理し、または復旧することができないときは、第 21 条（通信利用の制限）の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、電気通信設備を修理し、または復旧します。

2 当社または特定事業者の電気通信設備が故障し、または滅失した場合は、速やかに修理し、または復旧するものとします。

第 29 条 (修理または復旧の場合の暫定措置)

当社は、当社または特定事業者の電気通信設備を修理または復旧するときは、一時的にその加入者識別番号を変更することがあります。

第 9 章 免責

第 30 条 (免責)

当社は、電気通信設備の設置、修理、復旧等に当たって、その電気通信設備に記憶されている内容等が変化または消失したことにより、加入者または第三者に対し損害を与えた場合、その損害を賠償しません。

2 当社は、本規約等の変更により端末設備の改造または変更（以下この条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。但し、技術基準等の規定の変更に伴い、現に加入者回線に接続されている端末設備の改造等を行わなければならないときは、当社は、その改造等に要する費用に限り負担します。

3 当社は、加入者が本サービスを利用することにより得た情報等（コンピュータプログラムを含みます。）について何らの責任も負わないものとします。また、これらの情報等に起因して生じた一切の損害に対しても、何らの責任を負いません。

4 当社は、電波状態に起因し、本サービスの利用により送受信された情報等が破損または滅失したとしても、一切責任を負わないものとします。

5 加入者が、本サービスの利用に関連し、他の加入者または第三者に対して損害を与えたものとして、当該他の加入者または第三者から何らかの請求がなされ、または訴訟が提起された場合、当該加入者は、自らの費用と責任において当該請求または訴訟を解決するものとし、当社は一切責任を負わないものとします。

第 10 章 雑則

第 31 条 (利用に係る加入者の義務)

モバイルサービス加入者は、次のことを守るものとします。

(1) 端末設備（移動無線装置に限ります。）を変更し、分解し、もしくは損壊し、またはその設備に配線等を接続しないこと。但し、天災、事変その他の事態に際して保護する必要があるときは端末設備の接続もしくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。

(2) 故意に加入者回線を保留したまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。

(3) 端末設備または SIM カードに登録されている加入者識別番号その他の情報の読み出し、変更、または消去をしないこと。

(4) 他人の著作権その他の権利の侵害、公序良俗もしくは法令違反、または他人の利益を害する態様で本サービスを利用しないこと。なお、本規約に定める禁止事項に規定する禁止行為に抵触すると当社が判断した場合には、本号の義務違反があったものとみなします。

第 32 条 (本サービスの廃止)

当社は、業務上の都合により本サービスを廃止することができます。この場合、本サービスを廃止する日をもって利用契約は終了するものとし、この日を本サービスの利用終了日と定めます。

2 当社は、前項の場合には、加入者に対し本サービスを廃止する日の 3 ヶ月前までに当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法によりその旨を告知します。

第 33 条 (法令に規定する事項)

本サービスの提供または利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

第 34 条 (国内法への準拠)

本規約は日本国国内法に準拠するものとし、利用契約により生じる一切の紛争等については松本地方裁判所を管轄裁判所とします。

第 35 条 (定めなき事項)

本規約に定めなき事項が生じた場合は、当社および加入者は、利用契約締結の主旨に従い、誠意をもって協議の上、解決に当たるものとします。

別記

1 端末設備に異常がある場合等の検査

(1) 当社は、加入者回線に接続されている端末設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、モバイルサービス加入者に、その端末設備の接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、モバイルサービス加入者は、正当な理由がある場合その他電気通信事業法施行規則(昭和 60 年郵政省令第 25 号。以下「事業法施行規則」といいます。)第 28 条 第 2 項で定める場合を除き、検査を受けることを承諾するものとします。

(2) 当社の係員は、(1) の検査を行う場合、所定の証明書を提示します。

(3) 加入者は、(1) の検査を行った結果、端末設備が技術基準等に適合していると認められないときは、加入者回線へのその端末設備の接続を取りやめていただきます。

2 端末設備が適合すべき技術基準等

端末設備が適合すべき技術基準等については、端末設備等規則(昭和 60 年郵政省令第 31 号)に定める規則によるものとします。

3 端末設備の電波発射の停止命令があった場合の取扱い

(1) モバイルサービス加入者は、加入者回線に接続されている端末設備(移動無線装置に限ります。以下この別記 5 において同じとします。)について、電波法(昭和 25 年法律第 131 号)の規定に基づき、特定事業者が、総務大臣から臨時に電波発射の停止を命ぜられたときは、その端末設備の使用を停止して、無線設備規則(昭和 25 年電波監理委員会規則第 18 号)に適合するよう修理等を行うものとします。

(2) 当社は、(1) の修理等が完了したときは、電波法の規定に基づく検査等を受けるものとし、加入者は、正当な理由がある場合を除き、そのことを承諾するものとします。

(3) モバイルサービス加入者は、(2) の検査等の結果、端末設備が無線設備規則に適合していると認められないときは、加入者回線へのその端末設備の接続を中止するものとします。

4 端末設備の電波法に基づく検査

別記 3 に規定する検査のほか、端末設備(移動無線装置に限ります。)の電波法に基づく検査を受ける場合の取扱いについては、別記 3 の(2)および(3)の規定に準ずるものとします。

5 端末設備の電波発射の停止命令があった場合の取扱い

端末設備(移動無線装置に限ります。)について、臨時に電波発射の停止命令があった場合の取扱いについては、別記 3 の規定に準ずるものとします。

6 端末設備の電波法に基づく検査

端末設備(移動無線装置に限ります。)の電波法に基づく検査を受ける場合の取扱いについては、別記 4 の規定に準ずるものとします。

附則

本規約は、平成 24 年 12 月 1 日より施行します。

別表

1. サービス期間

サービス名	最低利用期間
テレマツモバイル	24 ヶ月

2. サービスに関する料金

区分	料金(税別)	備考
開通手数料	5,000 円	
端末代	25,000 円	
月額	3,600 円 未加入者 4,000 円	
ユニバーサル利用料 月額	3.00 円	
SIM カード再発行手数料	5,000 円	
契約解除料金	10,000 円	契約から 24 ヶ月以内